

課（室・次）長
出先機関の長
教育委員会事務局課長
教育委員会事務局出先機関の長
教育機関の長
警察本部課（隊）長
市町村長
市町村農業委員会 殿
長野県農業会議会長
長野県農業協同組合中央会長
長野県信用農業協同組合連合会長
長野県経済事業農業協同組合連合会長
長野県農業共済組合連合会長
農業協同組合長

農政部長

市民農園の整備に関する基本方針について（通知）

市民農園整備促進法（平成 2 年 6 月 2 2 日付け法律第 4 4 号）第 3 条第 1 項に基づき、市民農園の整備に関する基本方針を下記のとおり定めたので、優良な市民農園整備促進について御配慮願います。

記

市民農園の整備に関する基本方針

長野県

第 1 市民農園の整備の基本的な方向

国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の変化及び真の豊かさを求める価値観の変化等に伴い、農作物を育て土と親しむ場、農作業体験の場に対する都市住民の需要が高まっており、農業サイドにあっても、農地の有効利用や都市・農村交流による地域活性化の機運が高まっていることから、長野県においてもこれらに対応し 2 1 世紀へ向けての新たなライフスタイルと豊かな田園空間の形成を目指して、優良な市民農園（以下市民農園とは、市民農園整備促進法第 2 条第 2 項に定める農地及び施設の総体をいう。）の計画的な整備を推進するものとする。

1 多様なニーズへの対応

近年市民農園には、単なる自家用野菜の栽培だけでなく、都市部における緑地空間、コミュニティゾーン、農村部における都市農村交流、農作業を通じた自然体験教育及び高齢者・福祉対策等公共的・多面的な機能が注目されてきていることから、地域の実情に応じてこれらに対応する特色ある市民農園整備を促進するものとする。

2 基本的な誘導方向

- (1) 都市部においては、市街化の進展等により緑が減少し、防災機能や優良な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有する市民農園整備を進めるとともに、都市の過密化に対応する家族ぐるみのコミュニティーゾーンの形成を図るものとする。

また、都市部では日帰り型農園の整備が主体となるが、地域の実情に応じて、アパート等の集合住宅、老人施設、学校等教育施設、ゲートボール場等スポーツとの連携にも配慮するなど特色ある市民農園の整備を図るものとする。

- (2) 農村地域においては、農地の有効活用と地域の活性化が求められていることから、特に農業者等が開設する市民農園については都市・農村交流による多様な農業形態のひとつとして位置付けるなど、農業者と利用者双方のニーズに対応する整備を促進するものとする。

また、農村部では立地条件によっては滞在型農園の整備が必要となることから、既存施設の活用も含めて駐車施設、簡易宿泊施設等の確保に努めるとともに、農家民宿、別荘、保養施設、観光施設、姉妹提携都市等との連携、山菜等地域特産物栽培園など、遠隔性を補う特色の発現に配慮するものとする。

3 土地利用計画等との調整

市民農園の整備にあたっては、国土利用計画（市町村計画）、都市計画、農村振興地域整備計画及び市町村の振興計画等関連する基本計画との調和のもとに整備を図るものとする。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から次の事項に留意して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨をふまえ、休憩施設等の施設の整備を効率的に行いうる程度の規模とする必要があるため、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断するものとするが、おおむね50アール以上の規模を確保することが望ましい。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業等の実施状況及び予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みのある区域を指定するものとする。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
(2) 用水の確保が容易であること。
(3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、集団的農用地の団地性の確保に配慮するなど周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定するものとする。

また、農用地区域内において市民農園区域を指定する場合は、その周辺部において指定

するよう努めるものとする。

なお、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないよう留意するものとする。

4 都市計画との調整

(1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては市民農園区域を指定しない等、都市施設の整備に支障を及ぼさないこととする。

(2) 商業系の地区においては市民農園区域を指定しない等、他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととする。

5 観光・リゾートとの連携

中山間地域等で滞在型の市民農園区域を指定する場合は、既存宿泊施設や観光リゾート施設等との関連性に十分配慮するものとする。

第3 市民農園施設の設置等市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じて生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分留意し、良好な生活環境の形成にも資するように整備するものとする。

2 水田の排水対策や畑地の地力の培養等により、利用者が容易に農作業を行いうるよう農地を整備するものとする。

3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにするとともに、掲示板等を設置し区画ごとの利用者を明示するものとする。

4 区画を設ける場合は、1区画の大きさはおおむね50平方メートル以上とすることが望ましい。

5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、農道、園内道路等を整備し、利用者の利便の確保に努めるものとする。

6 市民農園の機能を確保するため、周辺の既存施設の活用も含めて、次の市民農園施設の確保に努めるものとする。

園路

休憩施設

便所

手洗場、水飲場その他の給排水施設

農機具等収納施設

ごみ置場

駐車場

また、大規模な市民農園にあつては、コミュニティースペースや子供の遊び場等を併設することが望ましい。

なお、市民農園施設の設置に当たっては、緑空間としての農園景観と水質の保全に配慮するとともに、農村地域において区画単位に休養施設・簡易宿泊施設を設置する場合は、市民農園施設としての機能を越えるような過大なものにならないよう配慮するものとする。

7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域において市民農園施設の用に供される土地は、同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用するものとする。

- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準（市街化調整区域においては、「市街化調整区域における農地転用許可基準」）に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要である。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全に努めるとともに、道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮するものとする。

第4 市民農園の利用条件等市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるものとする。
- 2 農園や施設の利用料金は著しく高額なものとならないよう配慮するものとする。
- 3 市民農園の管理が適正に行われるよう、利用者の遵守事項等について定めるとともに、必要に応じて指導員等を設置し、巡回、指導等の体制を整備するものとする。
また、必要に応じて貸し農機具や資材の供給体制等の整備に努め、市民農園利用者の利便性の向上に努めるものとする。
- 4 市民農園のもつコミュニティ機能を発現するため、市民農園利用者による運営組織を育成するとともに、その自主的活動の助長に努めるものとする。
- 5 収穫物の調理講習会、交換会及び展示会の開催等を通じて、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

市民農園の円滑な整備を促進するため、次の支援措置の実施に努めるものとする。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成
- 5 市民農園整備に関する補助事業等の積極的な活用